

令和4年 第5回

福岡市城南区選挙管理委員会

令和4年3月30日(水)

午後4時00分から

1 議 題

(1)福岡市城南区選挙管理委員会委員長の選挙について

(2)福岡市城南区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について

(3)在外選挙人名簿に登録する者について

(議案第8号)

2 その他

(1)次回以降の委員会日程について

令和4年4月20日(水) 午前10時00分から

令和4年5月20日(金) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)

福岡市城南区選挙管理委員会委員長の選挙について

令和4年3月29日委員長退職に伴い、地方自治法第187条第1項の規定により、委員の中から委員長を選挙する。

令和4年3月30日

1 委員長氏名

2 選挙年月日 令和4年3月30日

○地方自治法

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 (略)

3 (略)

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行ない、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。

3 (略)

(委員長の臨時職務代理)

第7条 委員長の選挙を行なう場合において、委員長の職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

議題 (2)

福岡市城南区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について

令和4年3月29日委員長退職に伴い、地方自治法第187条第3項及び福岡市区選挙管理委員会規程第4条の規定により、委員長が委員長職務代理者を指定する。

令和4年3月30日

1 委員長職務代理者氏名

2 指定年月日 令和4年3月30日

○地方自治法

(委員長)

第187条 (略)

2 (略)

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の職務代理者の指定)

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。

議題 (3)
議案第 8 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 3 月 30 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 登録する者の数 | 2 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和 4 年 3 月 30 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(在外選挙人名簿の登録)

第 30 条の 6 市町村の選挙管理委員会は、^{<※1>}前条第 1 項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

<※ 1 >法第 30 条の 5 第 1 項 (要旨)

^{<※2>}前条第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会 (当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会) に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

<※ 2 >法第 30 条の 4 第 1 項 (要旨)

在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満 18 年以上の日本国民で、領事官の管轄区域内に引き続き 3 箇月以上住所を有するものについて行う。